

福島県自家消費野菜等放射能検査事業実施要領

全部改正：平成24年 1月24日
一部改正：平成24年 3月30日
一部改正：平成26年 3月26日
一部改正：平成26年11月19日
一部改正：平成29年 9月29日
一部改正：令和 3年 4月 1日
一部改正：令和 4年 4月 1日

1 目的

福島県（以下「県」という。）は、消費者庁及び独立行政法人国民生活センター（以下「国」という。）とともに、消費者たる県民の身近なところにおいて自家消費野菜等食品の放射性物質の検査が実施できるよう市町村における検査体制を維持していく。また、県及び市町村は、貸与その他の方法によって配備された機器によりスクリーニング検査を行い、食品等の安全・安心を確保する。

2 機器の貸与

国からの貸与分に係る貸与契約手続等については、独立行政法人国民生活センターの定める「放射性物質検査機器の貸与等実施要領」（以下「国セン実施要領」という。）に基づくものとする。

3 検査員の配置等

(1) 検査員の配置

県及び市町村（検査を直営で実施する場合に限る。以下、本実施要領において同じ。）は、機器を正確に運用し、申込者に対して検査結果を適切に説明するため、必要に応じ、本実施要領に基づく検査を行う専任の検査員（以下「検査員」という。）を配置することができる。

(2) 検査員等への研修

県は、機器配備時及び運用開始後、検査員等業務に従事する者に対して機器の操作方法・分析結果の解説・検査結果の説明方法などについて適宜研修を行う。

4 スクリーニング検査

(1) 検査の実施主体

検査は、県及び市町村が行うこととする。

ただし、外部委託により行うことも差し支えない。

(2) 機器の設置場所等

ア 設置場所

- ・機器の設置場所は、役場、支所、公民館等、県民の身近な場所とする。
- ・できる限り固定して使用する。
- ・施錠できる場所に設置するなど、盗難やいたずら等を防ぐ対策を講じる。
- ・前処理や後処理を行う流し台や作業スペースのある場所に設置する。
- ・「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線管理区域を設ける必要はない。

イ 設置環境

- ・食品等が外界からの物質により汚染されることを防ぐ構造とする。
- ・ほこりや土などが入りやすい部屋や、高温、多湿な場所などには設置しない。
- ・検査時に機器の温度と室温に大きな差がないように環境を整える。
- ・食品等が腐敗しにくい設備を整えることが望ましい。

ウ 校正用線源について

- ・付属品とする校正用線源は、特に保管場所について管理簿を作成するなど、紛失等がないよう十分な管理をすること。

(3) 検査対象食品等

- ・検査対象は、自家消費農作物（家庭菜園等）、野生の山菜・キノコなどとする。
なお、地域の実情に応じて、井戸水や自家消費農作物の栽培土壌などを検査対象とし、性能の範囲内で機器を運用することも差し支えない。
- ・出荷制限及び摂取制限を受けている食品等や安全が確認され流通している食品等は、検査の対象としない。
- ・販売の目的での検査は対象としない。

(4) 検査対象物質

機器による検査対象物質はセシウム 134 及びセシウム 137 とする。

(5) 受付及び事前説明

- ・電話等による事前申し込みを原則とする。
- ・検査当日は予約した時間に、食品等とともに様式 1 「食品等のスクリーニング検査申込書」により受付を行い、身分証明書等により本人の確認を行うものとする。
- ・機器による検査はあくまで自主検査であり、検査結果は参考値として取扱う。
申込者に対しては、販売を目的とした各種証明には使用できないことなどを十分に説明し、誤解を与えることのないよう留意する。

(6) 検査について

- ・検査する食品等については、検査を行う機器の使用方法に従い、必要な前処理を行う。
- ・検査時間等は、厚生労働省が定める「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」を踏まえた対応とする。

(7) 検査結果の説明

消費者に対する検査結果などの説明は、様式 2 「スクリーニング検査結果記録票」により行う。

5 検査結果の報告及び情報提供

(1) 検査結果の報告

検査を実施した市町村は、別途県から送付する「自家消費検査数まとめ」に必要な件数等を毎月入力し、翌月の 15 日まで、県消費生活課に報告する。

(2) 検査結果の報告（緊急）

検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えた場合は、様式 3 「食品等のスクリーニング検査結果（緊急）」により翌月の 15 日まで県消費生活課に報告する。

(3) 関係部署への情報提供

県消費生活課は、様式 3 により報告を受けた検査結果について、関係部署に情報提供をする。

6 ゲルマニウム半導体検出器による検査

「福島県自家消費野菜等の放射能確定検査実施要領」又は国セン実施要領によるものとする。

7 検査結果の公表

検査結果は、検査を実施した県及び市町村が、ホームページ等により公表する。

また、公表する内容等については、様式3「食品等のスクリーニング検査結果（緊急）」を参考にする。

8 個人情報の取り扱い

個人情報については、検査に係る目的以外に利用しないこととし、外部漏洩や個人の特定などできないように厳重に管理する。

9 その他

この事業に係る疑義等が生じた場合は、その都度関係機関により調整を行う。

附 則

この要領は、平成24年 1月24日から施行する。

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成26年11月19日から施行し、平成26年11月11日に遡って適用する。

この要領は、平成29年 9月29日から施行し、平成29年4月1日に遡って適用する。

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。